

学校いじめ防止基本方針

北上市立更木小学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「心身ともに健康で 人間性豊かな子どもの育成」を図ることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係のある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

法は、いじめられた児童が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- (4) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。
- (7) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

4 いじめ防止基本方針

- (1) 正しい判断力や規範意識をもち、自己の生き方を積極的に考える教育の推進
- (2) 心の通う対人交流の能力の素地を養う
- (3) 全教育活動を通じた道徳教育の充実

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- (2) 児童が自己有用感や自尊感情を育むため、児童が認められる場や児童が生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や特別活動等の充実を図る。(道德教育の充実、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるように指導していく。)
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- (5) 児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- (6) 児童や保護者・地域の方々からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人もかけがえのない命を与えられている存在であり、他者に対して温かい態度で接する思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会などの場で児童自身がいじめの解決に向けてどう関わったら良いかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係を築く態度を育てると共に違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 学校内の組織【いじめ対策委員会】
いじめの問題に対して必要な対応を速やかに行うため、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学級担任、SC（スクールカウンセラー）等によるいじめ対策委員会を開催し、問題行動の把握と指導方針の検討・確立及び今後の指導の進め方を協議し実行する。
- (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織【拡大いじめ対策委員会】
緊急かつ重大事態が発生した場合は、校内のいじめ対策委員会のメンバーに加え、主任児童委員、PTA 会長、関係機関による支援体制をつくり対処する。
- (3) いじめ防止対策推進法の規定に従い、教職員がいじめの情報を校内で共有することとする。
- (4) 教職員一人一人が、つらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。

4 児童の主体的な取り組み

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
- (2) いじめのない明るい学校づくりをめざした活動の充実

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、PTA 総会、懇談会で保護者に周知できるよう努める。
- (2) PTA の各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道德や特別活動等の授業を公開する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会
- (2) いじめ問題への取組についての自己診断

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心掛ける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、課外活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、課外活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いた時は、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査：「生活アンケート」
年2回(6月、11月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査：「子どものサインチェックリスト」
年2回(5月、10月)
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査：「生活アンケート」後
年2回(6月、11月)
- (4) 保護者を対象とした教育相談(随時、個別面談時)

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を次の通りとする。

- 日常のいじめ相談(児童および保護者)
⇒ 生徒指導主事を中心に全職員が対応
 - スクールカウンセラーの活用
⇒ スクールカウンセラー、副校長、生徒指導主事、養護教諭
 - 地域からのいじめ相談窓口
⇒ 副校長
 - インターネットを通じて行われるいじめ相談
⇒ 学校または北上警察署
- ※その他の関係機関
- ・市の相談窓口(市教育研究所)・・・・・・・・・・0197-65-3365
 - ・県の相談窓口(24時間いじめ相談電話)・・・・・・・・019-623-7830
 - ・国の相談窓口(子どもの人権110番)・・・・・・・・0120-007-110

IV いじめの問題に対する措置

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにし、生徒指導主事、校長に報告する。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときには、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実を確認する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒やすために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。
- (9) いじめが解消している状態の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを担任や教育相談担当者等が面談により確認する。いじめが解消にいたった段階でも、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北上市教育委員会及び北上警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、北上市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに北上警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等、家庭での利用が大部分であることから、家庭への協力を求める。
- (4) 未然防止のために
学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導・管理が不可欠であるため、保護者との連携を密にし、協力し合いながら指導を行う。
 - ① 情報モラル指導（インターネットの特殊性をふまえて）
 - ・ SNS等で発信した情報は、不特定多数の世界中の人々にすぐに伝わる。
 - ・ 匿名にしても書き込みをしたものは、特定できる。
 - ・ 有害情報や違法情報も含まれている。
 - ・ 書き込みが原因で思わぬトラブルや被害者を自殺に追い込んだり、傷害等の事件に発展したりする場合もある。
 - ② 家庭における留意点
 - ・ パソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは保護者の責任である。携帯電話を持たせる必要性について十分に検討する。与える場合は、フィルタリングをかける等手立てをとる。
 - ・ スマートフォンは、知らない間に個人情報流出することがあるという特有のトラブルが発生していることを認識する。
 - ・ ネット上のいじめは、深刻な影響を与えていることを認識する。
- (5) 早期発見・早期対応のために
 - ・ 書き込みや画像の削除等、具体的な対応方法を児童、保護者に伝える。また、被害拡大を防ぐためにも専門機関へ相談し、迅速に削除を行う。

【指導のポイント】

 - ・ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にあたり決して許される行為ではない。
 - ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定される。
 - ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙される。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに北上市教育委員会に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が主体となる場合
北上市教育委員会の指導・支援のもと、以下の通り対応する。
 - ① 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
 - ② 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ③ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ④ 調査結果を北上市教育委員会に報告する。
 - ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
※関係者の個人情報に配慮する。
 - ⑥ いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - ⑦ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- (2) 北上市教育委員会が調査の主体となる場合
教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に関わる取組に関すること。（校内研修会等の実施状況）
- いじめの早期発見に関わる取組に関すること。（アンケート）

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に係わる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

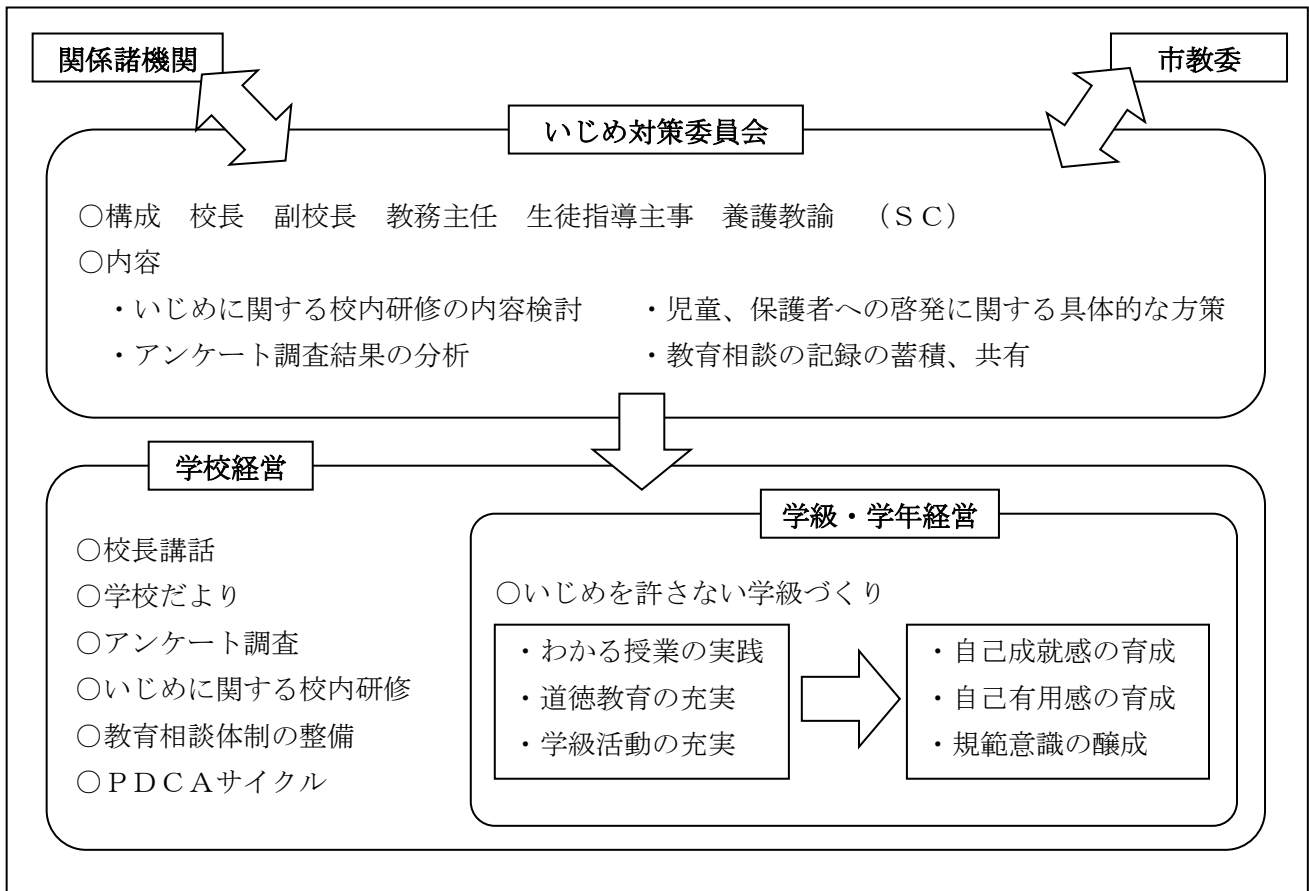
3 法の理解増進等

保護者などに広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるためPTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

4 学校として特に配慮が必要な児童についての対応

- (1) 発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性をふまえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- (2) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、必要な対応について周知する。
- (4) 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (5) 上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

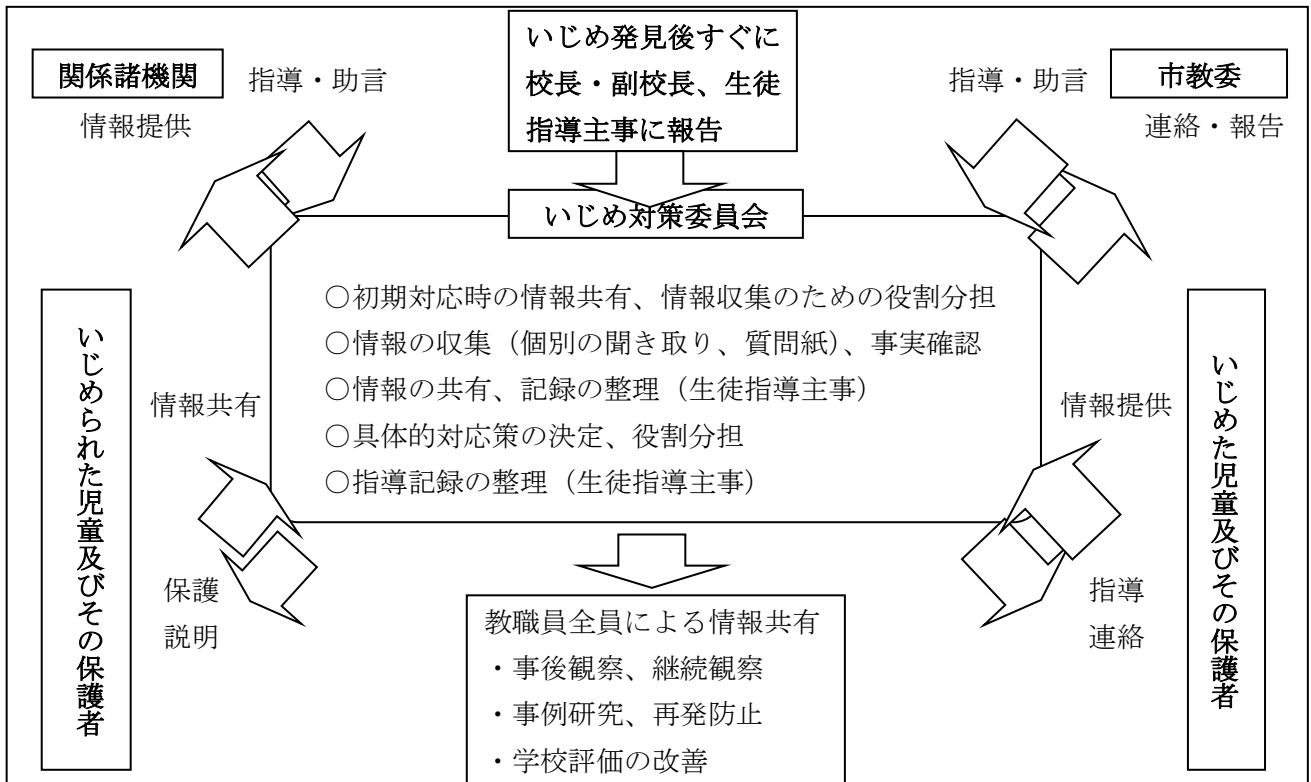
いじめ防止体制（平常時）



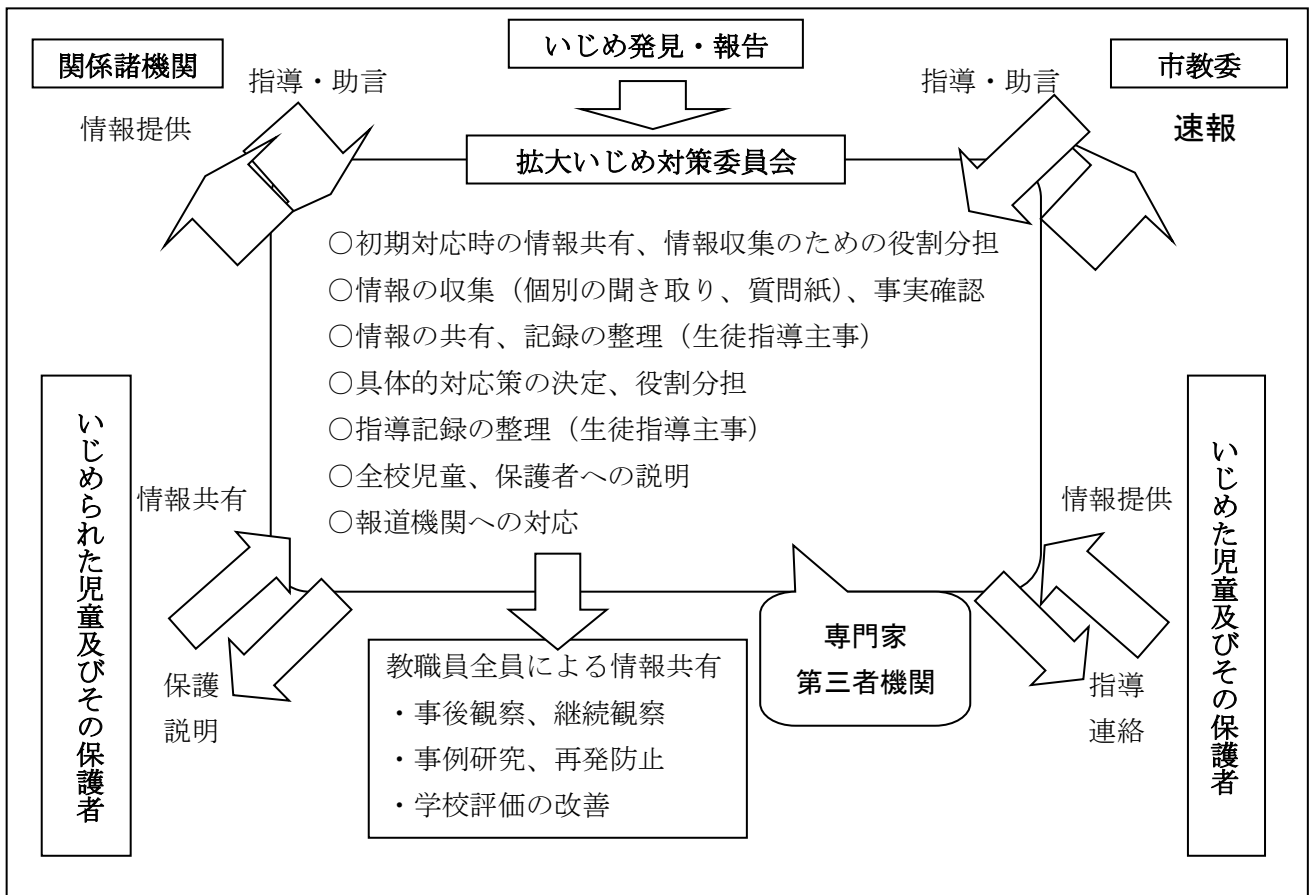
<いじめの未然防止のための年間計画>

月	学級・学年経営	学校体制	生徒指導委員会等
4	・いじめを許さない学級づくり（通年） ・家庭訪問（保護者）	・学校だより ・教育相談体制の整備	・教育相談に関する情報共有（通年）
5	・いじめチェックリストの実施（保護者） ・「いじめ」に対する自己チェックリスト（担任）		
6	・生活アンケートの実施（担任） ・生活アンケートを基にした教育相談（担任） ・教育相談ファイルへの記録（担任）		・アンケート結果の分析
7	・期末面談（保護者）	・学級経営に関する校内研修	・教育相談ファイルの回収
8			・校内研修の内容検討
10	・いじめチェックリストの実施（保護者） ・「いじめ」に対する自己チェックリスト（担任）		
11	・生活アンケートの実施（担任） ・生活アンケートを基にした教育相談（担任） ・教育相談ファイルへの記録（担任）		・アンケート結果の分析
12	・期末面談（保護者）	・学級経営に関する校内研修	・教育相談ファイルの回収
1		・学校評価	
2		・改善策の検討	
3	・教育相談ファイルへの記録（担任）		・教育相談ファイルの回収

いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめ防止体制（重大事態発生時）



早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 児童（本人を除く）からの情報
- 児童（本人）の保護者からの情報
- 養護教諭による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 本人からの訴え
- 地域住民等からの情報
- その他

【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

○把握者⇒（学級担任等）⇒生徒指導担当者⇒副校長⇒校長

【事実確認・方針決定】（いじめ対策組織における協議）

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担（対応チームの編成）
- 全教職員による共通理解の形成
- 関係機関との連携

【いじめへの対処】（いじめ対策組織による対処）

- いじめを受けた児童への支援
- 周囲の児童への働きかけ
- 教育委員会への報告
- 教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
- 関係機関への相談
- いじめを行った児童への指導
- いじめを受けた児童の保護者への支援
- いじめを行った児童の保護者への助言
- いじめの解消の判断

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校内	<input type="checkbox"/> いじめの行為から、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> 安全確保のための巡視体制を強化する。 <input type="checkbox"/> 3か月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> 他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させる。 <input type="checkbox"/> いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないように支援する。	<input type="checkbox"/> 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	<input type="checkbox"/> いじめに関する事実経過を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 事実経過の説明をし、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。	<input type="checkbox"/> 当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。



【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- 必要に応じて外部の専門家等による助言

○学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等
- 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○教育内容及び指導方法の改善・充実

- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の見直し
- 豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組

○家庭、地域との連携強化

- 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
- PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童生徒の豊かな心の醸成